

施術所開設届

どんなときに

- ・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを業とする施術所を開設したとき
- ・柔道整復を業とする施術所を開設したとき

いつまでに

施術所開設後 10 日以内。

※建築検討図面を作成の段階で事前にご相談ください。

届出に必要な書類

書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は開設者控え）

・ 施術所開設届

- ・業務に従事する施術者の免許証の写し
※免許証の原本を提示すること
- ・付近の見取り図及び平面図
※平面図には各室の名称、寸法、設備等の位置を記載すること
- ・本人確認のための書類（運転免許証等）

注意・その他

- ・施術所の構造設備は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第 25 条及び柔道整復師法施行規則第 18 条に規定する構造設備基準を遵守してください。詳しくは担当までお問い合わせください。

＜施術所の構造設備基準＞

- ①6.6 平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
 - ②3.3 平方メートル以上の待合室を有すること。
 - ③施術室は、室面積の 7 分の 1 以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
 - ④施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
- ・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術所と柔道整復の施術所を併設する場合には、それぞれについて届出が必要です。
 - ・施術所を設けず専ら出張のみで業務を行う場合は、別様式「出張施術業務開始届」による届出を行ってください。
 - ・施術所業務の一環として出張施術業務を行う場合は、出張施術業務の届出を行う必要はありません。